

所属税理士制度（税理士法施行規則第 1 条の 2）に
関する Q & A

平成 26 年 10 月 15 日

日本税理士会連合会

業 務 対 策 部

目 次

<本Q & Aについて> 1

<Q & A>

(1) 施行規則第1条の2第2項(承諾)関係 1

Q1. 所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受けるためには、どのような手続きが必要になりますか。また、所属税理士自身の判断のみで自ら業務の委嘱を受けることはできますか。

Q2. 承諾の対象となる業務は何ですか。

Q3. 承諾書面の様式は定められていますか。

Q4. 施行規則第1条の2第2項に規定される「その都度」、「あらかじめ」という文言はどのような意味ですか。

Q5. 承諾の対象とする業務について、例えば、税理士業務について、税務代理(法第2条第1項第1号)のうち、税務調査の立会いについては使用者税理士等が委嘱を受けるが、その他の業務(税務調査の立会い以外の税務代理、税務書類の作成、税務相談)については所属税理士が委嘱を受ける等、業務の範囲を一部除外した承諾を行うことは可能ですか。

Q6. 使用者税理士等が所得税及び消費税等を受任している顧客について、所属税理士が相続税について委嘱を受けることは可能ですか。

Q7. 所属税理士がある法人委嘱者に係る業務を直接受任し、これとあわせて当該法人の代表者等の所得税申告等に係る業務を直接受任する場合、使用者税理士等から各々について承諾を得る必要がありますか。

Q8. 使用者税理士等の承諾に有効期限はありますか。

(2) 施行規則第1条の2第3項(委嘱者への説明)関係 3

Q9. 施行規則第1条の2第3項に規定される委嘱者への説明はどのように行えばよいですか。

Q10. Q9の委嘱者へ交付し説明する書面の様式は定められていますか。

Q11. 委嘱者への説明義務を果たすには、書面の交付のみで足りるかどうか。

(3) 施行規則第1条の2第5項(委嘱者の確認)関係 4

Q12. 施行規則第1条の2第5項に規定する、委嘱者へ説明を行った旨を記載した書面はどのようなものですか。また、様式は定められていますか。

(4) 施行規則第1条の2第7項(終了等の報告)関係 5

Q13. 施行規則第1条の2第7項に規定する、直接受任業務が終了等したときの報告はどのようなものですか。

Q14. 例えば、所属税理士が相続税業務を直接受任した場合、相続税申告を行った後、当該申告に関する調査が数年後に行われ、調査立会いが必要となる可能性がありますが、このような場合と施行規則第1条の2第7項との兼ね合いはどのように考えればよいですか。

(5) 各書面全般 5

Q15. 施行規則第1条の2各項に規定される書面は、保存義務がありますか。

(6) 所属税理士と使用者税理士等間における各種約定等について 6

Q16. 所属税理士が使用者税理士等の承諾を得て直接受任業務を行う場合、使用者税理士等の事務所の設備等を利用し業務を行うことが想定されますが、この際の経費の負担等ほどのように考えればよいですか。

Q17. Q16に関連し、所属税理士が使用者税理士等の承諾を得て直接受任業務を行う場合に、その他に、所属税理士と使用者税理士等との間で雇用契約書又は約定書等で明らかにしておくべきことはありますか。

(7) 権利義務関係 7

Q18. 所属税理士が直接受任業務を行うに当たり、懲戒処分の対象となることはありますか。

Q19. 所属税理士が直接受任業務において不正行為を行い、税理士法上の懲戒処分を受けた場合、当該直接受任業務に承諾した使用者税理士等も懲戒処分の対象になりますか。

Q20. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、法第30条に規定する税務代理権限証書は、所属税理士の自らの名で提出するのですか。

Q21. 所属税理士が直接受任業務において、法第33条の規定により、税務書類に署名押印する場合、どのような付記(法第33条第3項)を行う必要がありますか。

Q22. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、補助者として業務に従事する使用者税理士等の事務所以外に、自らの事務所を設置することはできますか。

Q23. 所属税理士が直接受任業務を行うに当たって知り得た秘密は、法第38条の守秘義務の対象となりますか。また、Q22から、所属税理士が直接受任業務において、その業務を遂行し、自らの委嘱者の財務書類や申告書等を管理保存する場所は、自らが補助者として業務に従事する使用者税理士等の事務所内となり、使用者税理士等並びに他の使用人その他従業者がこれらを閲覧できる可能性があります。守秘義務との兼ね合いはどのように考えればよいですか。

Q24. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、自らの使用人その他従業者(直接受任業務を補助する職員、青色専従者、アルバイト、パート等)を持つことができますか。

Q25. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、法第41条に作成・保存義務が規定されている帳簿(以下「業務処理簿」といいます。)は、他の税理士又は税理士法人の補助者として業務に従事する場合の業務処理簿と分けて作成・保存する必要がありますか。

Q26. 所属税理士の税務支援への従事義務はどのように考えればよいですか。また、使用者税理士等の承諾を得たうえで、所属税理士が税務支援業務を直接受任することは可能ですか。

(8) その他 11

Q27. 所属税理士が直接受任業務を行っている途中で、開業税理士又は税理士法人の社員税理士に登録変更し、当該委嘱者についてそのまま継続して当該開業税理士事務所又は税理士法人において業務を行いたい場合、どのような手続きが必要ですか。

Q28. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、その報酬を自らの名で収受することはできま

すか。また、自らの名で報酬を収受することができる場合、所得区分はどうなりますか。

Q29. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、自ら責任を負うこととなりますが、直接受任業務に起因して委嘱者に財産上の損害を与えることにより損害賠償義務が生じることを想定し、税理士職業賠償責任保険に所属税理士自身が加入することは可能ですか。

<参考書式> 12

【様式1】業務委嘱に関する承諾書（施行規則第1条の2第2項）

【様式2】業務委嘱に関する説明書（施行規則第1条の2第3項及び第4項）

【様式3】業務委嘱に関する説明確認書（施行規則第1条の2第5項）

【様式4】委嘱契約終了等報告書（施行規則第1条の2第7項）

【参考様式】所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の約定書

【参考様式：様式2附属】所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の重要事項説明書

<関連法令> 23

<本Q&Aについて>

平成26年3月31日に公布された改正税理士法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第8条第2号ロに規定するところにより、従来の補助税理士の名称が「所属税理士」に改められることになりました（平成27年4月1日から施行）。

所属税理士は、原則として、従来の補助税理士と同様に、税理士法（以下「法」といいます。）第2条第3項の規定により、税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士の税理士事務所に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、法第2条第1項又は第2項の業務（以下「税理士業務等」といいます。）に従事することとされています。

ところで、今般改正された施行規則第1条の2第2項においては、使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得ることにより、所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務等に従事できることとされました。

本Q&Aは、所属税理士及びその使用者であり承諾者となる税理士又は税理士法人が、上記の施行規則第1条の2の規定を運用するに当たり、生じると想定される様々な疑問点について、国税庁に確認のうえ、一定の解釈を示したものです。

会員各位におかれては、このQ&Aを参考にいただき、所属税理士制度の適切な運用を図られますようお願いいたします。

<Q&A>

(1) 施行規則第1条の2第2項（承諾）関係

Q 1. 所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受けるためには、どのような手続きが必要になりますか。また、所属税理士自身の判断のみで自ら業務の委嘱を受けることはできますか。

A 1. 施行規則第1条の2第2項に規定されているとおり、所属税理士自身の判断のみで自ら業務の委嘱を受けることはできず、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人（以下「使用者税理士等」といいます。）の書面による承諾が必要になります（口頭のみによる承諾は認められません）。

※ 使用者税理士等の承諾書面については、Q 3 参照。

Q 2. 承諾の対象となる業務は何ですか。

A 2. 法第2条第1項第1号から第3号までに規定する業務（第1号…税務代理、第2号…税務書類の作成、第3号…税務相談）と同条第2項に規定する業務（税理士業務に付随した財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務）が対象となります。

Q 3. 承諾書面の様式は定められていますか。

A 3. 承諾書面の様式は特に法定されていませんが、日税連が参考様式として「業務委嘱に関する承諾書【様式1】」を本Q&Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

Q 4. 施行規則第 1 条の 2 第 2 項に規定される「その都度」、「あらかじめ」という文言はどのような意味ですか。

A 4. 施行規則第 1 条の 2 第 2 項には、「…その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。」と規定されています。

この「その都度」とは、委嘱者毎に、それぞれ承諾を得る必要があるということです。例えば、所属税理士が委嘱者 A（法人）の求めに応じ、自ら委嘱を受けて業務（以下「直接受任業務」といいます。）に従事しようとする場合に使用者税理士等から承諾を得たとしても、委嘱者 B（委嘱者 A の代表者等）について、同様に直接受任業務に従事しようとする場合には、使用者税理士等の承諾を別に得る必要があります（委嘱契約が終了するまでの間の年分（事業年度）毎の承諾を得る必要はありません。）【Q 6 参照】。

また、「あらかじめ」とは、所属税理士が直接受任業務を開始する前、つまり所属税理士と委嘱者が業務委嘱契約を締結する前に、使用者税理士等から事前の承諾を得る必要があります。ついては、所属税理士が自らの判断のみで委嘱者と契約のうえ直接受任業務を開始し、事後的に使用者税理士等から承諾を得ることは認められません。

Q 5. 承諾の対象とする業務について、例えば、税理士業務について、税務代理（法第 2 条第 1 項第 1 号）のうち、税務調査の立会いについては使用者税理士等が委嘱を受けるが、その他の業務（税務調査の立会い以外の税務代理、税務書類の作成、税務相談）については所属税理士が委嘱を受ける等、業務の範囲を一部除外した承諾を行うことは可能ですか。

A 5. 所属税理士制度は、所属税理士の本来業務は補助業務であるという前提に立ちつつも、次代を担う所属税理士の独立開業の一助となることを視野に入れ、委嘱者の誤認防止や責任の所在の明確化など納税者保護の観点から使用者税理士等の承諾等一定の手続きを経たうえで、当該委嘱者に係る税理士業務等について、一人の税理士として委嘱者から直接業務を受けるものとして創設した制度です。

したがって、ご質問のような委嘱者に係る税理士業務のうち、使用者税理士等が税務調査の調査立会いを受任し、所属税理士がその他の業務（税務調査の立会い以外の税務代理、税務書類の作成及び税務相談）を受任するような形態は、上記の所属税理士制度創設の趣旨から適切ではなく、この場合は、使用者税理士等が自ら当該委嘱者に係る税理士業務の全ての業務を受任したうえで、所属税理士を補助者とさせるか、又は所属税理士が全ての業務を受任することを前提としたうえで、承諾を行うことが適当です。

Q 6. 使用者税理士等が所得税及び消費税等を受任している顧客について、所属税理士が相続税について委嘱を受けることは可能ですか。

A 6. ご質問のような使用者税理士等が委嘱者から所得税及び消費税等に係る全て

の業務を受任し、所属税理士が当該委嘱者から相続税に係る全ての業務を受任するような形態は、所属税理士制度創設の趣旨（Q 5 参照）から問題はありません。

ただし、使用者税理士等が委嘱者から所得税に係る業務を受任し、所属税理士が当該委嘱者の消費税に係る業務を受任するようなケースは、所得税と消費税等が密接に関連した税目であり、責任の所在が不明確となり納税者保護の観点及び所属税理士制度の趣旨から適切ではありません。

Q 7. 所属税理士がある法人委嘱者に係る業務を直接受任し、これとあわせて当該法人の代表者等の所得税申告等に係る業務を直接受任する場合、使用者税理士等から各々について承諾を得る必要がありますか。

A 7. 所属税理士の本来業務は使用者税理士等の補助業務であり、使用者税理士等が所属税理士の直接受任を承諾することは、使用者税理士等自らの業務及び委嘱者に影響を与えることから、使用者税理士等の事前の承諾等一定の手続きを経ることとされています。

このため、法人委嘱者及び当該法人の代表者等から直接受任の委嘱を受けるに当たっては各々について使用者税理士等の事前の承諾を得る必要があります【Q 4 参照】。

Q 8. 使用者税理士等の承諾に有効期限はありますか。

A 8. 使用者税理士等が所属税理士に対し委嘱者 A に係る直接受任業務の承諾を行った場合は、所属税理士は委嘱者 A との委嘱契約終了までの間は継続して直接受任した業務を行うことができます（年分（事業年度）毎の承諾は不要です。）。

ただし、所属税理士と委嘱者 A との間の委嘱契約が終了した場合には、所属税理士は使用者税理士等に対し、施行規則第 1 条の 2 第 7 項に規定する終了した旨の報告を速やかに行わなければなりません。

（2）施行規則第 1 条の 2 第 3 項（委嘱者への説明）関係

Q 9. 施行規則第 1 条の 2 第 3 項に規定される委嘱者への説明はどのように行えばよいですか。

A 9. 施行規則第 1 条の 2 第 3 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項（下掲）を記載した説明書面を委嘱者に交付し説明する必要があります（口頭のみによる説明は認められません。）。

また、委嘱者への説明の際には、施行規則第 1 条の 2 第 2 項に規定される使用者税理士等の承諾書面（Q 3 参照）の写しを添付する必要があるほか、同条第 4 項に規定するところにより、所属税理士が当該説明書面に署名押印を行う必要があります。

【参考】 施行規則第1条の2第3項各号に規定する説明義務事項

- 1号 所属税理士である旨
- 2号 その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地
- 3号 その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨
- 4号 自らの責任において委嘱を受けて税理士業務等に従事する旨

Q10. Q9の委嘱者へ交付し説明する書面の様式は定められていますか。

A10. 書面の様式は特に法定されていませんが、日税連が参考様式として「業務委嘱に関する説明書【様式2】」を本Q&Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

なお、任意の書面によることも可能ですが、その場合、所属税理士は、施行規則第1条の2第3項第1号から第4号までに掲げる事項を必ず記載のうえ署名押印する必要があります（Q9参照。）。

Q11. 委嘱者への説明義務を果たすには、書面の交付のみで足りえますか。

A11. 施行規則第1条の2第3項には、委嘱者に書面を「交付」し、各事項について「説明」しなければならないと規定されていることから、単に書面を交付するだけでは足りず、所属税理士が委嘱者に対し書面の記載事項について十分に説明し、委嘱者の確認・理解を得る必要があります。また、当該所属税理士が直接受任業務を行うに当たり、委嘱者との信頼関係を構築する観点からも、十分に説明することが重要です。

なお、日税連では、上記の説明を補完するものとして、別途利用できるよう、直接受任業務に係る重要事項を説明する書面を設け、当該重要事項説明書の参考様式（様式2附属）として「所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の重要事項説明書（モデル）」を本Q&Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

（3） 施行規則第1条の2第5項（委嘱者の確認） 関係

Q12. 施行規則第1条の2第5項に規定する、委嘱者へ説明を行った旨を記載した書面はどのようなものですか。また、様式は定められていますか。

A12. 所属税理士は、施行規則第1条の2第3項に規定する事項を委嘱者に説明した場合には、同条第5項の規定により、委嘱者から、説明を受けた旨を記載した書面に署名押印を得なければなりません。

この確認書面の様式は特に法定されていませんが、日税連が参考様式として「業務委嘱に関する説明確認書【様式3】」を本Q&Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

なお、施行規則第1条の2第6項の規定により、所属税理士は、上記の委嘱者

の署名押印を得た確認書面の写しを使用者税理士等に提出しなければなりません。

(4) 施行規則第1条の2第7項(終了等の報告)関係

Q13. 施行規則第1条の2第7項に規定する、直接受任業務が終了等したときの報告はどのようなものですか。

A13. 所属税理士が行う直接受任業務について、委嘱者との委嘱契約が終了した場合、又は使用者税理士等から承諾を得たものの結果的に委嘱者と委嘱契約に至らなかった場合は、その旨を所属税理士が使用者税理士等に報告することとなります。

この報告書面の様式は法定されておらず、口頭によることも可能ですが、日税連としては、直接受任業務が終了等したことを使用者税理士等と所属税理士間で明確に確認するためには、書面を用いることが有用であると考え、参考様式として「委嘱契約終了等報告書【様式4】」を本Q&Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

なお、ここでいう「終了」とは、例えば当該委嘱者との業務契約が満了、もしくは途中終了(途中解約)し、今後当該委嘱者に対し、直接受任業務を一切提供することがなくなった状態になることをいいます。

Q14. 例えば、所属税理士が相続税業務を直接受任した場合、相続税申告を行った後、当該申告に関する調査が数年後に行われ、調査立会いが必要となる可能性があります。このような場合と施行規則第1条の2第7項との兼ね合いはどのように考えればよいですか。

A14. 所属税理士と委嘱者との間の委嘱契約の内容によることとなります。

例えば、当該委嘱契約が相続税申告書の提出(申告)により当該契約が終了する内容であれば、相続税申告手続き完了後、速やかに施行規則第1条の2第7項の終了の報告を行うこととなります。この場合、当該契約終了後に当該相続税申告の調査に当該所属税理士が税務代理するためには、再度、施行規則第1条の2各項に規定する使用者税理士等の承諾等一定の手続きを経なければ、税務代理を行うことはできません。

また、当該委嘱契約が相続税申告書の申告手続き及び調査等の際の税務代理とする内容であれば、当該税務代理終了後又は税務代理の可能な期間終了後に、施行規則第1条の2第7項の終了の報告を行うこととなります。

(5) 各書面全般

Q15. 施行規則第1条の2各項に規定される書面は、保存義務がありますか。

A15. 施行規則第1条の2各項に規定される書面の保存義務については、特に法定されておりません。

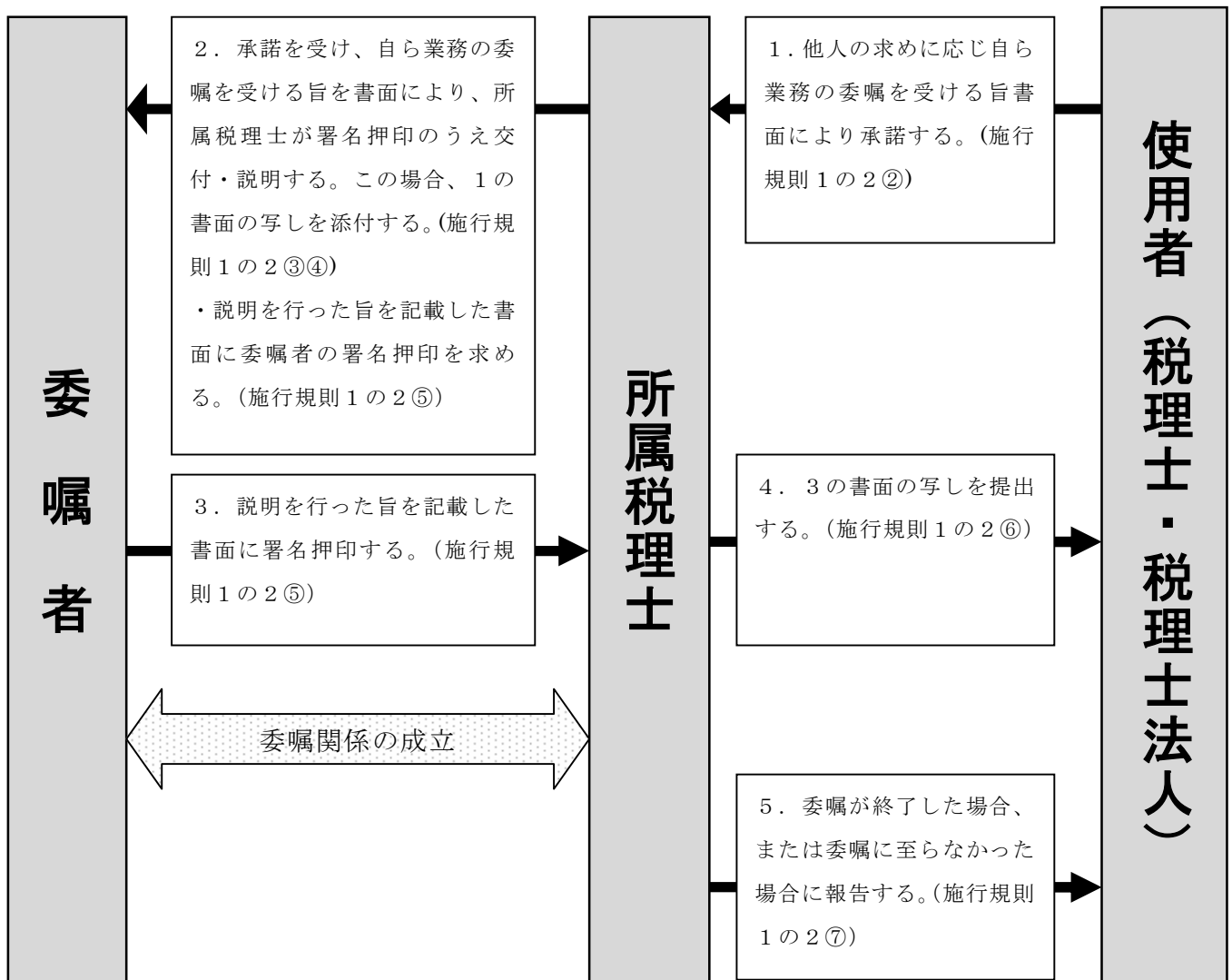
ただし、これらの書面は、委嘱者、所属税理士及び使用者税理士等の3者間において責任の所在を明らかにするものであり、使用者税理士等及び所属税理士は、

所属税理士と委嘱者間における直接受任業務契約が継続している期間は当然ながら、当該契約が終了し施行規則第1条の2第7項の終了の報告を行った後も数年間は、各書面は保存しておくことが望ましいと考えます。

《参考》

日税連としては、法第41条に定める業務処理簿は、委嘱者別に、かつ、一件ごとに業務の内容及びてん末を記載しなければならない、帳簿の閉鎖後も5年間保存しなければならないこととなっているため、所属税理士は、委嘱契約終了後も業務処理簿を廃棄するまでは保存しておくことが望ましいと考えます。

【参考】所属税理士の直接受任に係る基本的スキーム



(6) 所属税理士と使用者税理士等間における各種約定等について

Q16. 所属税理士が使用者税理士等の承諾を得て直接受任業務を行う場合、使用者税理士等の事務所の設備等を利用し業務を行うことが想定されますが、この際の経費の負担等はどのように考えればよいですか。

A16. 所属税理士と使用者税理士等との間には、当然に前提となる雇用契約関係が

存在します。所属税理士と使用者税理士等との間で雇用契約を結ぶ際の雇用契約書等に、又は事後的に約定書等に、所属税理士が直接受任業務を行う場合に事務所設備を使用する場合の経費の負担等について定めておくことが有用と考えます。

上記のような約定書の参考書面として、日税連が参考様式として「所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の約定書(モデル)」を本Q&Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

Q17. Q16に関連し、所属税理士が使用者税理士等の承諾を得て直接受任業務を行う場合に、その他に、所属税理士と使用者税理士等との間で雇用契約書又は約定書等で明らかにしておくべきことはありますか。

A17. 例えば、所属税理士が直接受任業務を行うに当たっては、使用者税理士等の補助者として行う業務に支障が出ないように努める旨を明示する「忠実義務」や、直接受任業務に係る責任はすべて所属税理士が負うことを明示した「責任の所在」等が考えられます。

ただし、使用者税理士等と所属税理士との雇用契約の内容や、各税理士事務所及び税理士法人における補助者、使用人の雇用・勤務形態等は千差万別であると考えられるため、個別の事情に応じ、使用者税理士等と所属税理士が協議のうえ、必要と思われる事項を雇用契約書又は約定書等で明らかにしておくことが重要であると考えます。

(7) 権利義務関係

Q18. 所属税理士が直接受任業務を行うに当たり、懲戒処分の対象となることはありますか。

A18. 所属税理士の直接受任業務において真正の事実と反して税務書類の作成をする等の不正行為を行った場合には、当然、税理士法上の懲戒処分の対象となります。

Q19. 所属税理士が直接受任業務において不正行為を行い、税理士法上の懲戒処分を受けた場合、当該直接受任業務に承諾した使用者税理士等も懲戒処分の対象になりますか。

A19. 施行規則第1条の2第3項第4号の規定により、所属税理士は直接受任業務を行うに当たっては自らの責任において業務に従事することとなりますので、原則として、直接受任業務に係る承諾を行った使用者税理士等に責任は及びません。

ただし、使用者税理士等が、所属税理士の直接受任業務における不正行為に関与していた場合や使用者税理士等自身の不正行為の隠れ蓑として所属税理士に対し直接受任を承諾し業務を行わせていた場合等、使用者税理士等自身が不正行為を実行又は関与していると認められる場合には、当然、使用者税理士等も懲戒処分の対象となります。

Q20. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、法第 30 条に規定する税務代理権限証明書は、所属税理士の自らの名で提出するのですか。

A20. 法第 30 条の税務代理権限証明書は、委嘱者との委嘱契約に基づき作成され、税務官公署に提出されるものです。したがって、当該書面を提出することができるのは、委嘱者との委嘱契約に基づいて税理士業務を行う税理士（又は税理士法人）ということになります。したがって、所属税理士が使用者税理士等からの承諾等一定の手続きを経て委嘱者から直接委嘱を受け税理士業務を行う場合には、所属税理士が自らの名で税務代理権限証明書を提出することとなります。

法改正以前の補助税理士制度においては、補助税理士は使用者税理士等の補助者として専ら業務に従事し、委嘱者から税理士業務を直接受任することはできないので、たとえ自らが補助者として税務書類の作成等の主要な実務を担当していたとしても、税務代理権限証明書は、その使用者税理士等の名で提出しなければならないとされていました。なお、所属税理士が使用者税理士等の補助者として業務に従事する場合は、法改正以前の取扱いと同様、使用者税理士等の名で税務代理権限証明書を提出することとなります。

Q21. 所属税理士が直接受任業務において、法第 33 条の規定により、税務書類に署名押印する場合、どのような付記（法第 33 条第 3 項）を行う必要がありますか。

A21. 所属税理士が直接受任業務において申告書等に署名押印する場合は、施行規則第 16 条第 1 項第 2 号及び第 3 項の規定により、その勤務する税理士事務所の名称又は所属する税理士法人の名称のほか、直接受任である旨を付記する必要があります。

《直接受任の場合》

●●税理士事務所(又は税理士法人) 所属税理士●●●● (直接受任)

《補助業務の場合》

●●税理士事務所(又は税理士法人) 所属税理士●●●●

Q22. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、補助者として業務に従事する使用者税理士等の事務所以外に、自らの事務所を設置することはできますか。

A22. 法第 40 条第 1 項及び施行規則第 18 条の規定により、所属税理士は自らの事務所を設置できません。

所属税理士に事務所設置義務を課さなかった趣旨は、所属税理士は使用者税理士等の事務所に勤務する使用人で、その本来業務は補助業務であり、使用者税理士等の承諾により直接受任業務ができるものであること、また、所属税理士に事務所設置を義務付けることは、法第 40 条第 3 項の規定に抵触することになるから、所属税理士に事務所設置義務は課されていません。

Q23. 所属税理士が直接受任業務を行うに当たって知り得た秘密は、法第 38 条の守秘義務の対象となりますか。また、Q22 から、所属税理士が直接受任業務におい

て、その業務を遂行し、自らの委嘱者の財務書類や申告書等を管理保存する場所は、自らが補助者として業務に従事する使用者税理士等の事務所内となり、使用者税理士等並びに他の使用人その他従業者がこれらを開覧できる可能性があります。守秘義務との兼ね合いはどのように考えればよいですか。

A23. 直接受任業務を行う所属税理士も法第 38 条の対象となり、業務に関し知り得た秘密に係る情報・資料等は厳重に管理する必要があります。

例えば、直接受任業務に係る資料等を使用者税理士等の事務所内のコンピュータに保存する場合は、使用者税理士等の許可を得たうえで、所属税理士自身しかアクセスできない仕様（パスワード等）を施しこれらを管理する、紙の書類等については、使用者税理士等の許可を得たうえで、事務所内の個別のキャビネット等に保管し所属税理士自身がその鍵を管理すること等が必要と考えます。

なお、使用者税理士等は、税理士法基本通達 38-4 により所属税理士から直接受任業務に関して知り得た事項についても、守秘義務の対象となることに留意しなければなりません。また、使用者税理士等には、法第 41 条の 2 により使用人に対する監督義務があることに鑑み、自らの使用人その他従業者が、所属税理士が行う直接受任業務に係る守秘事項に接触しないよう監督を行う必要があることに留意しなければなりません。

Q24. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、自らの使用人その他従業者（直接受任業務を補助する職員、青色専従者、アルバイト、パート等）を持つことができますか。

A24. 所属税理士制度は、所属税理士の本来業務は補助業務であるという前提に立ちつつも、次代を担う所属税理士の独立開業の一助となることを視野に入れ、委嘱者の誤認防止や責任の所在の明確化など納税者保護の観点から使用者税理士等の承諾等一定の手続きを経たうえで、当該委嘱者に係る税理士業務等について、一人の税理士として委嘱者から直接業務を受けるものとして創設された制度です。

したがって、所属税理士は、使用者税理士等の事務所に勤務する使用人で、その本来業務は補助業務で、使用者税理士等の承諾を得て直接受任業務できるものであり、また、所属税理士が自らの事務所を設置することもできないことから、自らの使用人その他従業者を持つことはできません。

ただし、所属税理士が使用者税理士等の事務所に勤務する使用人を、使用者税理士等との協議のうえ、一時的に借用（当該使用人は使用者税理士等の職務命令により所属税理士を一時的に補助する場合に限ります。）することは可能です。

Q25. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、法第 41 条に作成・保存義務が規定されている帳簿（以下「業務処理簿」といいます。）は、他の税理士又は税理士法人の補助者として業務に従事する場合の業務処理簿と分けて作成・保存する必要がありますか。

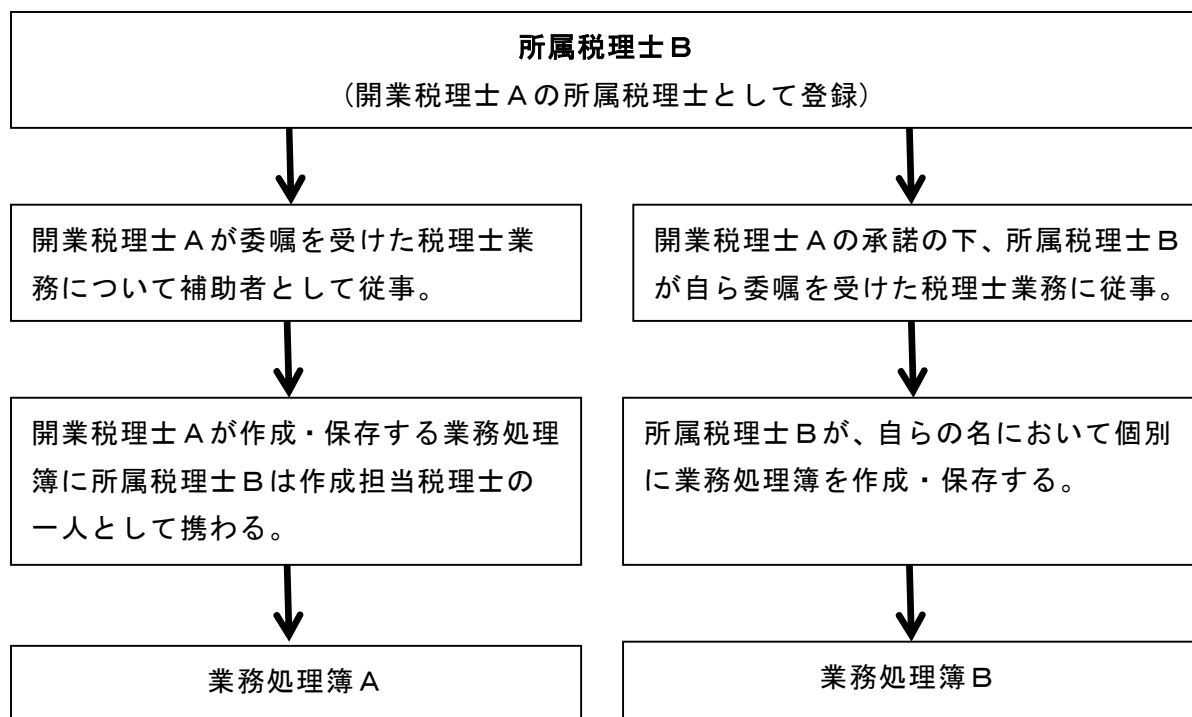
A25. 所属税理士が直接受任業務を行う場合の業務処理簿を個別に作成・保存する

必要があります。

所属税理士が直接受任業務を行う場合は、自らの名で委嘱を受け、自ら責任を負って業務に従事することとなり、法第 41 条の帳簿作成義務についても、当該委嘱者に関しては所属税理士個人にこの義務が課されることとなります。業務処理簿は、使用者税理士等の補助者として税理士業務に従事した場合の業務処理簿とは別に、自らの名において作成・保存する必要があります。

なお、この業務処理簿の作成・保存を怠れば懲戒処分の対象となるおそれがあり、所属税理士が直接受任業務を行う場合においても確実に作成・保存することが重要です。

【参考】所属税理士の業務処理簿作成・保存について



Q26. 所属税理士の税務支援への従事義務はどのように考えればよいですか。また、使用者税理士等の承諾を得たうえで、所属税理士が税務支援業務を直接受任することは可能ですか。

A26. 日本税理士会連合会会則第 66 条第 3 項では、「税理士の会員は、本会及び所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。」と規定されており、所属税理士も税理士会の会員として、当然に税理士会等の実施する税務支援への従事義務があります。

なお、所属税理士が行う税務支援については、従前のおり、その使用者税理士等が受任主体となって、所属税理士が税務支援に従事するよう協力する義務があると考えられ、当該税務支援に従事したことに対する謝金（報酬）は、受任した使用者税理士等が受領することとなります。

(8) その他

Q27. 所属税理士が直接受任業務を行っている途中で、開業税理士又は税理士法人の社員税理士に登録変更し、当該委嘱者についてそのまま継続して当該開業税理士事務所又は税理士法人において業務を行いたい場合、どのような手続きが必要ですか。

A27. 開業税理士又は税理士法人の社員税理士に登録変更するときまでに、使用者税理士等に対し、施行規則第1条の2第7項の終了の報告を行う必要があります。
また、当該所属税理士と委嘱者が締結していた業務委嘱契約についても、登録変更後速やかに開業税理士又は税理士法人名義にて再締結することが適当です。

Q28. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、その報酬を自らの名で收受することはできますか。また、自らの名で報酬を收受することができる場合、所得区分はどうなりますか。

A28. 所属税理士は自らの名において委嘱を受けることができますので、直接受任業務を行う場合は、当然に自らの名で報酬を收受することが可能です。
なお、所属税理士が使用者税理士等の補助者として業務に従事することに終始する場合は、使用者税理士等からの給与所得に限られることとなりますが、直接受任業務を行うに当たっては自らの名で業務の委嘱を受け、その対価である報酬を收受するため、当該所得は事業所得（又は雑所得）に区分されます。

Q29. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、自ら責任を負うこととなりますが、直接受任業務に起因して委嘱者に財産上の損害を与えることにより損害賠償義務が生じることを想定し、税理士職業賠償責任保険に所属税理士自身が加入することは可能ですか。

A29. 所属税理士が税理士職業賠償責任保険に加入することは可能であり、直接受任業務も保険の対象となりますので、積極的に加入することが適当です。

業務委嘱に関する承諾書

(税理士法施行規則第1条の2第2項)

平成 年 月 日

(所属税理士)

殿

税理士又は 税理士法人	事務所の所在地	電話 () -
	氏名又は名称	⑩
	所属税理士会	税理士会 支部
	登録番号又は 法人番号	第 号
私(当法人)は、貴殿が、下記委嘱者から直接委嘱を受け、下記の業務を行うことについて、承諾いたします。		
委 嘱 者	住所又は所在地	電話 () -
	氏名又は名称	
対象とする 業 務 ※該当する項目 に✓を付すこと	<input type="checkbox"/> 税理士法第2条第1項業務	
	<input type="checkbox"/> 税理士法第2条第2項業務	
備 考		

業務委嘱に関する承諾書の記載留意事項

1. 「税理士又は税理士法人」欄の「氏名又は名称」欄について
 - ・個人の税理士の場合は、当該税理士が署名押印をしてください。
 - ・税理士法人の場合は、当該税理士法人の名称を記載するとともに代表者が署名押印してください。

2. 「対象とする業務」欄について、
 - ・「税理士法第2条第1項業務」は、税務代理（税理士法第2条第1項第1号業務）、税務書類の作成（税理士法第2条第1項第2号業務）、税務相談（税理士法第2条第1項第3号業務）の3業務を指します。
 - ・「税理士法第2条第2項業務」は、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じて、税理士法第2条第1項業務に付随する財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことを指します。

3. 「備考」欄には、「対象とする業務」につき、特に除外する事項がある場合などに、その事項を記載してください。
(例) 承諾時において一部の税目を承諾の対象とする業務から除外する場合
「相続税に係る業務については承諾の対象外とする。」等

4. 委嘱者が法人の場合において、所属税理士が当該法人の代表者等の所得税申告業務等を受任する場合には、別途承諾を求める必要があります。

業務委嘱に関する説明書

(税理士法施行規則第1条の2第3項及び第4項)

平成 年 月 日

(委嘱者)

殿(御中)

所属税理士	氏名	④	
	勤務する税理士事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地	電話 () -	
	税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地	電話 () -	
	所属税理士会	税理士会	支部
	登録番号	第	号
<p>私は、貴殿(貴法人)に係る下記業務について自ら委嘱を受け、自らの責任において業務を行うことについて、使用者である下記税理士(税理士法人)から、別添※のとおり税理士法施行規則第1条の2第2項に基づく承諾を得ましたので、これを説明いたします。</p> <p>(※「業務委嘱に関する承諾書【様式1】」の写し)</p>			
対象とする業務	<input type="checkbox"/> 税理士法第2条第1項業務		
※該当する項目に✓を付すこと	<input type="checkbox"/> 税理士法第2条第2項業務		
承諾した税理士又は税理士法人	氏名又は名称		
	所属税理士会	税理士会	支部
	登録番号又は法人番号	第	号
備考			

業務委嘱に関する説明書の記載留意事項

1. 「所属税理士」欄の「氏名」欄には、所属税理士が必ず署名押印をしてください。
2. 本書を作成する所属税理士は本書の記載事項を委嘱者に対し十分に説明したうえで、本書を委嘱者に交付してください。
【参考：税理士法施行規則第1条の2第3項に規定する説明義務事項】
 - ・所属税理士である旨
 - ・その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地
 - ・その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨
 - ・自らの責任において委嘱を受けて業務に従事する旨
3. 所属税理士が当該書面を委嘱者に交付する場合には、「業務委嘱に関する承諾書【様式1】」の写しを必ず添付してください。
4. 「所属税理士」の「勤務する税理士事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地」欄及び「税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地」欄について、当該所属税理士が税理士法人の従たる事務所に勤務している場合は、
 - ・「勤務する事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地」欄には、当該税理士法人の主たる事務所の名称及び所在地
 - ・「税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地」欄には、当該所属税理士が勤務する税理士法人の従たる事務所の名称及び所在地を、それぞれ記載してください。
5. 「対象とする業務」欄について、
 - ・「税理士法第2条第1項業務」は、税務代理（税理士法第2条第1項第1号業務）、税務書類の作成（税理士法第2条第1項第2号業務）、税務相談（税理士法第2条第1項第3号業務）の3業務を指します。
 - ・「税理士法第2条第2項業務」は、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じて、税理士法第2条第1項業務に付随する財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことを指します。
6. 「備考」欄には、「対象とする業務」につき、特に除外する事項がある場合などに、その事項を記載してください。
（例）承諾時において一部の税目を承諾の対象とする業務から除外する場合
「相続税に係る業務については承諾の対象外とする。」等

平成 年 月 日

業務委嘱に関する説明確認書

(税理士法施行規則第1条の2第5項)

(所属税理士)

殿

(委嘱者署名押印欄)

印

私（当法人）は、標題の件について、貴殿から平成 年 月 日付「業務委嘱に関する説明書」及び「所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の重要事項説明書」の交付を受けるとともに、その内容に関する説明を受け、これを確認いたしました。

委嘱契約終了等報告書

(税理士法施行規則第1条の2第7項)

平成 年 月 日

税理士
(税理士法人)

殿(御中)

所属税理士	氏 名	⑩	
	勤務する税理士事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地	電話 () -	
	税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地	電話 () -	
	所属税理士会	税理士会	支部
登録番号	第	号	
<p>貴殿(貴法人)から私が、自らの名において委嘱を受けて業務を行うことについて平成 年 月 日付で承諾を得た、下記委嘱者との委嘱契約につき、</p> <p>(該当する項目に✓を付すこと)</p> <p><input type="checkbox"/> 委嘱を受けた業務が終了した(業務終了日：平成 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/> 委嘱を受けるに至らなかった</p> <p>ことを報告いたします。</p>			
委 嘱 者	住所又は所在地	電話 () -	
	氏名又は名称		

委嘱契約終了等報告書の記載留意事項

1. 「所属税理士」欄の「氏名」欄には、所属税理士が必ず署名押印をしてください。
2. 「所属税理士」の「勤務する事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地」欄及び「税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地」欄について、当該所属税理士が税理士法人の従たる事務所に勤務している場合は、
 - ・「勤務する事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地」欄には、当該税理士法人の主たる事務所の名称及び所在地
 - ・「税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地」欄には、当該所属税理士が勤務する税理士法人の従たる事務所の名称及び所在地を、それぞれ記載してください。

平成 年 月 日

(税理士・税理士法人)

殿(御中)

(所属税理士)

所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の約定書（モデル）

私は、税理士法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の2第2項から第7項までの規定に基づき、貴殿（貴法人）の承諾を得て、他人の求めに応じ自らの名において業務の委嘱を受ける場合は、所属税理士であることに鑑み、次の事項について約定いたします。

記

(1) 報告義務

施行規則第1条の2第6項に基づき、委嘱者に説明を行った旨を記載した書面（施行規則第1条の2第5項）に委嘱者の署名押印を得たうえで、当該書面の写しを提出します。

また、施行規則第1条の2第7項に基づき、委嘱者との業務委嘱契約を終了したとき又は貴殿（貴法人）の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかったときは速やかに書面によりこの旨を報告します。

(2) 忠実義務

委嘱者から直接委嘱を受けた業務（以下「直接受任業務」という。）を行う場合は、貴事務所（貴法人）に勤務する税理士であることに鑑み、貴事務所（貴法人）の業務に支障を起ささないように直接受任業務を行います。

(3) 相当の対価の支払義務

直接受任業務を行うため、貴事務所（貴法人）の事務機器等を使用する場合には、別に定めた契約書に基づく支払義務を履行します。

(4) 法令遵守義務

直接受任業務を行うに当たり、税理士に関する法令、日本税理士会連合会の会則及び税理士会の会則規則等を遵守します。

(5) 責任の帰属

直接受任業務を行うに当たり、生じる全ての責任は、私（所属税理士）に帰属

します。

(6) 税理士職業賠償責任保険の加入について

直接受任業務を行うに当たって、私（所属税理士）は、自らの名において税理士職業賠償責任保険に加入します。

以上

平成 年 月 日

(委嘱者)

殿(御中)

(所属税理士)

所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の
重要事項説明書(モデル)

当職は、税理士法施行規則(以下「施行規則」という。)第1条の2第3項に基づき、他人の求めに応じ自らの名において業務の委嘱を受けるにあたり、貴殿(貴法人)に対し、「業務委嘱に関する説明書」の各事項を説明するとともに、重要事項について下記のとおり説明します。

記

<重要説明事項>

(1) 当職の立場

私は「業務委嘱に関する承諾書【様式1】」を発行した税理士事務所又は税理士法人の補助者として勤務する税理士です。

(2) 当職が勤務する税理士事務所又は税理士法人の承諾

貴殿(貴法人)と委嘱契約を締結するに当たっては、勤務する税理士事務所の所長税理士又は税理士法人の承諾を得ています。(別紙「業務委嘱に関する承諾書」参照)

(3) 責任

貴殿(貴法人)との委嘱契約は、私との直接受任契約であり、貴殿(貴法人)に提供する業務については私の責任に基づくものです。したがって、その責任は、私が勤務する税理士事務所の所長税理士又は税理士法人その他の税理士に及びません。

なお、私が作成した税務書類には、私が署名押印するとともに、直接受任である旨を付記します(施行規則第16条第3項)。

※ 業務に係る委嘱契約書は別途締結いたします。

(4) 法令遵守

私は、税理士に関する法令、日本税理士会連合会の会則及び税理士会の会則、規則等を遵守して業務を行います。

(5) 承諾者への書面の写しの提供

貴殿（貴法人）に対し、「業務委嘱に関する説明書【様式2】」に基づき説明を行い、これを確認し、了解いただいたうえ「業務委嘱に関する説明確認書【様式3】」に署名押印いただいた場合には、同書の写しを私の使用者である承諾者（私が勤務する税理士事務所の所長税理士又は税理士法人）に対し提供します（施行規則第1条の2第6項）。

以上

<関連法令>※改正後のものによる。

○ 税理士法（抜粋）

（税理士の業務）

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の3第4項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第49条の2第2項第10号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和28年法律第6号）第2章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）

二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

（以下略）

（税務代理の権限の明示）

第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(署名押印の義務)

- 第 33 条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人（その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人）が署名押印しなければならない。
- 2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。
 - 3 税理士は、前 2 項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。
 - 4 第 1 項又は第 2 項の規定による署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。
 - 5 第 1 項後段の規定は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 151 条（地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）第 30 条において準用する場合を含む。）又は地方税法第 72 条の 35 の規定（法人の代表者等の自署押印）の適用を妨げるものと解してはならない。

(秘密を守る義務)

- 第 38 条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

(事務所の設置)

- 第 40 条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第 4 項において同じ。）を除く。次項及び第 3 項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。
- 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
 - 3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。
 - 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

(帳簿作成の義務)

- 第 41 条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。
- 2 前項の帳簿は、閉鎖後 5 年間保存しなければならない。
 - 3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第 1 項の帳簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

(使用人等に対する監督義務)

第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

(懲戒の種類)

第44条 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 2年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

○ 税理士法施行規則（抜粋）

(所属税理士の業務)

第1条の2 法第2条第3項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として従事する同項に規定する業務については、第8条第2号ロに規定する所属税理士(以下この条において「所属税理士」という。)が行うものとする。

2 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第2条第1項又は第2項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。

3 前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。

- 一 所属税理士である旨
- 二 その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地
- 三 その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨
- 四 自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨

4 前項の書面の交付に当たっては、所属税理士は、当該書面に署名押印しなければならない。

5 所属税理士は、第3項の規定により説明を行つた場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名押印を得なければならない。

6 所属税理士は、前項の署名押印を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

7 所属税理士は、第2項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかつたときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。

(登録事項)

第8条 法第18条に規定する財務省令で定めるところにより登録を受けなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、生年月日、本籍及び住所並びに法第3条第1項各号の区分による資格及びその資格の取得年月日
- 二 次のイからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める事項
 - イ 税理士法人の社員となる場合 その所属する税理士法人又は設立しようとする税理士法人の名称及び執務する事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所)の所在地
 - ロ 法第2条第3項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士の税理士事務所に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、同項に規定する業務に従事する者(第16条及び第18条において「所属税理士」という。)となる場合 その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所)の所在地
 - ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 設けようとする税理士事務所の名称及び所在地
- 三 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた者については、当該事務に従事しなくなった日前5年間に従事した職名及びその期間

(税務書類等への付記)

第16条 法第33条第3項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 税理士法人の社員が署名押印する場合 その所属する税理士法人の名称
 - 二 所属税理士が署名押印する場合 その勤務する税理士事務所の名称又はその所属する税理士法人の名称
- 2 法第33条の2第3項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する書面を作成した税理士又は税理士法人の前条の税務代理権限証書の提出の有無とする。
- 3 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第2条第1項又は第2項の業務に従事する場合には、第1項第2号に定める事項に加え、直接受任(自らの責任において委嘱を受けて当該業務に従事することをいう。)である旨を付記するものとする。

○ 税理士法基本通達(抜粋)

(所属税理士である旨の表示)

33-1 法第33条の規定により、税理士が署名押印するときに、税理士である旨を

付記するに当たって、当該税理士が所属税理士である場合には、所属税理士である旨を表示するものとする。

(使用者である税理士等が所属税理士から知り得た事項)

38-4 規則第1条の2第2項、第6項及び第7項の規定により使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士が所属税理士から知り得た事項は、法第38条に規定する「税理士業務に関して知り得た秘密」に含まれることに留意する。